

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件福島県立テクノアカデミー郡山学生寮給食業務委託契約に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札者は、公告に掲げる必要な資格の確認を受けるため、福島県立テクノアカデミー郡山学生寮給食業務委託一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)に次の書類等を添付し、公告の3(2)に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

- ・履行実績証明書(様式2)

なお、令和8年3月16日(月)午後5時15分までに当該申請を行わなかった場合、本件入札に参加する資格が与えられないので、十分に注意すること。

入札参加資格の有無は、福島県立テクノアカデミー郡山学生寮給食業務委託一般競争入札参加資格確認通知書(様式6)により別途通知する。

また、入札参加資格が与えられ入札に参加する場合は、同通知書を入札開始前に入札執行者に提示すること。

2 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(様式3)に必要とする事項を記載し、公告に示す提出日時及び場所へ提出すること。

(2) 代理人が出席し入札する場合は、入札書に委任状(様式4)を添付しなければならない。

(3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には**年額**を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。ただし、押印は、様式に示すとおり本件責任者及び本件事務担当者の氏名、所属部署名及び連絡先の記載を行う場合、省略を可能とする。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。ただし、押印は、様式に示すとおり本件責任者及び本件事務担当者の氏名、所属部署名及び連絡先の記載を行う場合、省略を可能とする。

3 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）による納付又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 249 条第 1 項各号（別記 1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第 251 条（別記 2）及び第 253 条（別記 3）による。

4 入札方法及び開札等

- (1) 入札及び開札は、公告で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことが出来るものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。

5 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、福島県立テクノアカデミー郡山給食業務委託一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式 5）により令和 8 年 3 月 16 日（月）までに説明を求めることができる。
福島県立テクノアカデミー郡山校長は、同様式により 3 月 17 日（火）までに回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に

当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

6 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札（ただし、入札保証金の免除を受けたものを除く）

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 記名、押印を欠く入札（ただし、押印は、様式に示すとおり本件責任者及び本件事務担当者の氏名、所属部署名及び連絡先の記載を行う場合、省略を可能とする。）

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 同一人が2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(8) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

(9) その他県において特に指定した事項に違反した入札

8 落札者の決定方法

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本校職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行することがある。

9 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）による納付又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 4）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 231 条（別記 5）及び第 233 条（別記 6）による。

10 契約書等の作成

落札者は、次の各号に掲げる場合においては、発注者が指定した期日までに当該各号に掲げる措置を行わなければならない。

- (1) 契約書を作成する場合、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えてこれを契約権者に提出すること。
- (2) 契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）により契約を行う場合、契約権者が指示する電子契約書に契約権者が定めるところにより電子署名を行い、関係書類を契約権者に提出すること。
- (3) 落札者が、発注者が指定した期日までに契約書を提出しないときは、落札を取消することがある。

11 契約の確定時期

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、委託者及び受託者が電子署名を行ったときに確定する。

12 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要な事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

福島県財務規則（抜粋）

別記1（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3)～(4) (略)

別記2（入札保証金の納付等）

第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除した場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

別記3（入札保証金の還付）

第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

別記4（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) (略)
- (4) 過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融

公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)～(18) (略)

2 (略)

別記5 (契約保証金の納付等)

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の金額(その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額)を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

別記6 (契約保証金の還付)

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

委託契約書(案)

委託業務の名称	福島県立テクノアカデミー郡山学生寮給食業務		
委託業務の場所	福島県立テクノアカデミー郡山学生寮(郡山市上野山5番地)		
委託料の額	円	(うち消費税及び地方消費税の額)	円)
	月額	円	(うち消費税及び地方消費税の額)
委託期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日		
契約保証金	福島県財務規則の定めるところによる		

上記委託契約について、委託者 福島県(以下「甲」という。)と受託者〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、次の条項により契約を締結する。

(委託業務)

第1条 乙は、別紙「学生寮給食業務委託仕様書」により、甲が指定する場所(以下「厨房」という。)において、学生寮の給食に関する次の業務(以下「給食業務」という。)を善良な管理者の注意をもって行うものとする。

- 給食(朝・昼・夕3食)に供する主食及び副主食の調理並びに配膳等に関すること。
- 主食及び副主食等の賄材料購入、保管に関すること。
- 厨房及び食事室の清掃、整頓に関すること。

(厨房施設等の貸与及び管理責任等)

第2条 甲は、乙が給食業務を行うのに必要な施設並びに設備、器具及び什器備品等(以下「給食施設等」という。)を無償で貸与するものとする。

- 乙は、甲が貸与した給食施設等を大切に使用するとともに、常に整理整頓し、諸経費の節減及び火災・盗難の防止に努めなければならない。
- 乙が故意又は重大な過失により給食施設等を滅失又は破損させたときは、乙は、その責めに応じ実費を弁償しなければならない。

(経費等の負担区分)

第3条 給食業務の実施に伴う経費等の負担区分は、次のとおりとする。

- 甲は、次の経費を負担する。
 - 給食施設等に係る光熱水費、維持補修及び補完等に要する経費。
 - その他甲が必要と認めた経費。
- 乙は、次の経費を負担する。
 - 主食等賄材料購入費及びこれに関連する経費。
 - 従業員の人件費及びこれに付帯する労務諸費。
 - 従業員に係る福利厚生安全衛生費。
 - 事務用品、官公庁等手続費用を含む一般管理諸経費。
- 上記以外の経費等については、寮生等利用者の負担とし別途協議するものとする。

(業務実施上の指示・検査)

第4条 甲は、乙に対し給食業務の実施に必要な事項を指示することができる。

- 乙は、給食業務の実施に関し甲の指示を必要とすることが生じた場合には、甲の指示を受けなければならない。
- 甲は、必要の都度、乙の業務状態を検査することができる。この場合乙は、検査を拒んではならない。

(業務報告等)

第5条 乙は、当該週の献立表を前週末までに甲に提出するものとする。

- 乙は、その日の給食業務終了の都度、別に定める「給食日誌」に所要の事項を記載し、毎週末までに甲に提出しなければならない。
- 乙は、給食業務の実施にあたって帳簿等を記帳管理するものとする。

(委託料の支払)

第6条 乙は、当月分の業務について甲による履行確認の結果、適正に執行されていると認められた時は、翌月10日までに委託料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(給食業務の確保)

第7条 乙は、給食業務の円滑な運営を確保するため、給食業務に必要な従事者を定め甲に報告するとともに、業務遂行に万全を期さなければならない。

2 乙は、先に提出した業務企画書の内容について、適正な履行に努めるものとする。

(衛生基準の保持等)

第8条 乙は、給食業務が衛生上常に万全であることを期するとともに、寮生に対し適切な献立となるよう努めなければならない。

(安全衛生)

第9条 乙は、給食業務従事者の安全衛生について、乙の責任において管理を行わなければならない。

2 給食業務従事者の健康診断のうち検便については、検査結果をその都度甲に報告するものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が契約を履行しないとき。
- 二 乙が契約解除を申し出たとき。
- 三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 四 乙が前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。

又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（損害賠償）

第 12 条 乙は、重大な過失により食中毒又は法定伝染病が発生した場合には、賠償の責に應じなければならない。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、甲、乙協議のうえ、相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（無断改廃等の禁止）

第 13 条 乙は、甲の承認がなければ給食施設等を改廃することができない。

2 乙は、給食施設等を第三者に使用させ又は貸与してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 14 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第 15 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（内容の変更）

第 16 条 甲は、必要があるときは、業務委託契約の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

（給食施設等の返還）

第 17 条 乙は、契約期間が満了したとき又は契約満了前において契約が解除となったときは、給食施設等を速やかに甲に返還しなければならない。

（変更の届け出）

第 18 条 乙は、称号又は名称或いは代表者を変更したときは、登記簿謄本その他これを証する書面を添えて、甲に届け出なければならない。

(守秘義務)

第19条 乙は、業務上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面解約による場合)

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

上記契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和8年4月1日

甲 住 所 福島県郡山市上野山5番地

氏 名 福島県
福島県立テクノアカデミー郡山
校 長

乙 住 所

氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別紙

学生寮給食業務委託仕様書

本仕様書は、テクノアカデミー郡山学生寮給食業務委託に適用する。

1 業務内容等

(1) 給食（朝、昼、夕の3食）に供する主食及び副食物の調理並びに配膳等

朝昼夕食のメニューは、春夏秋冬別に食事に変化を持たせるなど調理方法を工夫すること。

昼食のメニューは、ランチ、麺類、丼物等複数用意すること。

特定の食材への偏りは行わないなど、栄養管理に留意すること。

適温配膳に努めること。

(2) 主食及び副食物の食材料の購入、保管

新鮮な食材を使用できるよう材料を購入し、適正な在庫管理・保管を行うこと。

食材料等購入の検収記録を作成し、保管すること。

(3) 調理室及び食事室の衛生管理等

調理室、食事室の清掃（洗浄、滅菌処理含む）、整頓を適正に行うこと。

従業員の衛生教育及び健康管理を適正に行うこと。

食物残飯等の処理について適正に行うこと。

(4) 帳簿等の管理

郡山市特定給食施設等指導実施要綱第7条に基づく帳簿等の記帳管理を行うこと。

(5) 給食調理数

原則として、令和8年度学生寮入寮生の人数分とする。

なお、現在の予定人数は8名であるが、増減することもあり、上限としては12名とする。

また、昼食分については、入寮生の人数分に50食相当分を上限として追加することができるものとするが、追加等の取扱については、受委託者間で別途協議する。

2 給食実施日等

(1) 給食実施日

別紙「令和8年度学生寮食事予定表」に基づき、原則として月曜日（朝食）から金曜日（昼食）までとする。

また、テクノアカデミー郡山校長が特に指示する日（時間）とする。

(2) 給食休業日

ア 土曜日及び日曜日

イ 休日（国民の祝日に関する法律の規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）

ウ 学生の休校日（夏季休業、冬季休業、春季休業及び別途指示する日）

エ 校長が特に指示する日（甚だしく利用者が少なくなる場合等）

(3) 給食時間

- ア 朝食 午前7時30分～午前8時00分
- イ 昼食 午後0時00分～午後1時15分
- ウ 夕食 午後5時30分～午後6時30分

3 食材費単価

食材費は、原則として朝食430円、昼食430円、夕食530円（いずれも税込）とする。

なお、食材費単価には主食、副食、調味料等全てを含むものとする。

また、食材費については業務委託費とは別に寮生・職員等利用者の負担とするので、その支払等については受委託者間で別途協議する。

4 本校が貸与する厨房施設等給食施設

名称	数量	名称	数量	名称	数量
電気設備	一式	ガスフライヤー	1個	冷凍冷蔵庫	1台
ガス設備	一式	万能焼物器	1個	食材保存用冷凍庫	1台
給排水衛生設備	一式	ガス自動炊飯器	1個	三槽シンク	1台
換気設備	一式	洗米器	1台	二槽シンク	1台
休憩室	一室	水切台	2台	一槽シンク	1台
パンラック	1個	移動調理台	1台	万能調理器	1台
食器消毒保管庫	2個	調理台	2台	エレクターシェルフ	1台
配米シンク	1台	盛付台	2台	キャビネット	1個
ガス回転釜	2個	ダストテーブル	1台	内線電話機	1個
ガスレンジ	1個			食器類	一式